平成２７年（フ）第３６号
静岡市葵区羽鳥大門町16番21号
破産者　翠運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７８号
名古屋市中川区上高畑１丁目75番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区烏森町字四反畑121番地
破産者　株式会社ベイシック
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５２号
名古屋市中川区西日置２丁目３番５号
破産者　株式会社グランドプラザ山王
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８３号
名古屋市瑞穂区平郷町２丁目４番地
破産者　東海ビジネスセンター株式会社
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４号
京都府与謝郡与謝野町字四辻1045番地
破産者　加商株式会社
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第７１８号
神戸市中央区港島南町７丁目１番30号
破産者　フジインテック株式会社
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７３号
岡山市東区南水門町234番地
破産者　岡本　　大
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７号
岡山市中区山崎57番地
破産者　有限会社一元
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
千葉県流山市大字西平井423番地の５ハイツロータス３、旧住所千葉県流山市後平井84番地の１（運Ｂ107街区２－１）大倉方
破産者　下村　治郎
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
千葉県流山市大字西平井423番地の５ハイツロータス３、旧住所千葉県流山市後平井84番地の１（運Ｂ107街区２－１）大倉方
破産者　下村満里子
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
北海道札幌市中央区南４条西３丁目１番地１第３グリーンビル１Ｆ
破産者　オールスマイル株式会社
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
北海道旭川市南４条通22丁目３番地の224
破産者　北央工芸有限会社
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号
茨城県水戸市見和３丁目568－８見和フラット藍の棟105号
破産者　株式会社ロータス・エターナル
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９５号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目28番地４
破産者　株式会社みらい企画
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６６１号
東京都府中市武蔵台１丁目６番地の７
破産者　有限会社くるまやコーポレーション
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６６２号
東京都府中市四谷１丁目６番地の７カーサ多摩203
破産者　岡田　正道
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９３号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目30番７号テイジン吉祥寺ビューハイツ311
破産者　有限会社ランベックス東京
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３４９号
神奈川県小田原市早川２丁目20番３号
破産者　有限会社オーナメント・カタヤマ
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４４号
岐阜市琴塚４丁目３番11号
破産者　坂井　義典
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４５号
岐阜市野一色８丁目13番９号
破産者　坂井　保隆
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１３１号
岐阜県岐阜市西中島７丁目１番24号
破産者　有限会社フードタウン
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３号
三重県伊賀市桐ケ丘６丁目178番地、前住所横浜市港北区梅町２丁目１番34―505号
破産者　小松　那也
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部